

平成 21 年度自動車騒音の測定結果について

自動車騒音による生活環境への影響を把握するため、騒音規制法第 18 条の規定により、道路に面する地域での環境基準の達成状況を調査することとなっている。また、環境基準の達成状況については、道路に面する地域を対象とし、住居等のうち環境基準を達成した戸数及びその割合から評価される（以下、「面的評価」という。）。

本市は、平成 14 年度より道路端から 50 メートルまでの地域を対象に面的評価を行っており、平成 16 年度からは、市全域を統一的に評価するため、5 年に分けて、市全域の幹線道路を計画的に調査してきている。

平成 21 年度は計画に基づき、52 地点（定点 14 地点（図-1）及び準定点 38 地点（図-2））において調査し、対象地域の面的評価を行った。

また、5 カ年度分の調査結果（平成 17 年度～平成 21 年度分）より、市全域の面的評価を行った。

その結果は以下のとおりである。

1. 平成 21 年度（単年度分）調査による面的評価結果（表 1）

（1）面的評価結果（全体）

調査路線の沿線に立地する住居等（17,596 戸）を対象に面的評価を行った結果、昼間（6 時～22 時）及び夜間（22 時～6 時）とも環境基準値以下であったのは 15,574 戸（88.5%）、昼間のみ基準値以下であったのは 1,138 戸（6.5%）、夜間のみ基準値以下は 2 戸（0.01%）、昼夜間とも基準値を超過したのは 882 戸（5.0%）であった。

（2）面的評価結果（道路種別）

道路の種類別にみると、昼夜間とも環境基準値以下であったのは、4 車線以上の市町村道に面する地域が 1,726 戸中 1,614 戸（93.5%）で割合が最も高く、次いで一般国道に面する地域が 10,178 戸中 9,114 戸（89.5%）、都道府県道に面する地域が 5,954 戸中 5,069 戸（85.1%）となっている。

2. 5 カ年度分（平成 17 年度～平成 21 年度）の調査による面的評価結果（表 2）

（1）面的評価結果（全体）

平成 17 年度から 5 カ年度分の調査結果を用いて、市全域を対象に行った面的評価では、評価対象 52,440 戸のうち昼間及び夜間とも環境基準値以下であったのは 45,728 戸（87.2%）、昼間のみ基準値以下であったのは 2,763 戸（5.3%）、夜間のみ基準値以下は 79 戸（0.2%）、昼夜間とも基準値を超過したのは 3,870 戸（7.4%）であった。

（2）昨年度評価結果との比較

今年度は、昨年度の面的評価結果（平成 16 年～平成 20 年度）と比べると、昼夜とも基準値を超過している割合が減り、昼夜とも基準値以下の割合が増加した。

今後も自動車騒音低減のため、各種施策を講じていく。

これら結果の詳細については、千葉市 HP（サウンドマップ）にて公表する。

環境基準の達成状況

表1 道路種別面的評価結果表（単年度評価結果）

		面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
		住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
イ	戸	10,178	9,114	442	2	620	3,606	3,104	281	0	221	6,572	6,010	161	2	399
	%	/	89.5	4.3	0.02	6.1	/	86.1	7.8	0.0	6.1	/	91.4	2.4	0.03	6.1
ロ	戸	5,954	5,069	640	0	245	2,412	1,678	530	0	204	3,542	3,391	110	0	41
	%	/	85.1	10.7	0.0	4.1	/	69.6	22.0	0.0	8.5	/	95.7	3.1	0.0	1.2
ハ	戸	1,726	1,614	76	0	36	749	652	76	0	21	977	962	0	0	15
	%	/	93.5	4.4	0.0	2.1	/	87.0	10.1	0.0	2.8	/	98.5	0.0	0.0	1.5
全体	戸	17,596	15,574	1,138	2	882	6,602	5,305	868	0	429	10,994	10,269	270	2	453
	%	/	88.5	6.5	0.01	5.0	/	80.4	13.1	0.0	6.5	/	93.4	2.5	0.02	4.1

イ：一般国道 ロ：都道府県道 ハ：4車線以上の市町村道

※ 全体面的評価結果と道路種別面的評価で評価戸数の合計戸数が異なるのは、道路種別の評価において複数の道路から評価を受ける住居を重複集計しているためである。

※ 幹線交通を担う道路での環境基準値は近接空間と近接空間以外とで異なる（資料参照）。

表2 市全域の面的評価結果（5カ年度分の評価結果）

		面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
		住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	住居等戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
H16 ～ H20	戸	54,510	46,975	3,080	157	4,298	17,489	14,005	1,982	12	1,490	37,021	32,970	1,098	145	2,808
	%	/	86.2	5.7	0.3	7.9	/	80.1	11.3	0.1	8.5	/	89.1	3.0	0.4	7.6
H17 ～ H21	戸	52,440	45,728	2,763	79	3,870	17,617	14,780	1,506	17	1,314	34,823	30,948	1,257	62	2,556
	%	/	87.2	5.3	0.2	7.4	/	83.9	8.5	0.1	7.5	/	88.9	3.6	0.2	7.3

図1 自動車騒音常時監視定点調査地点

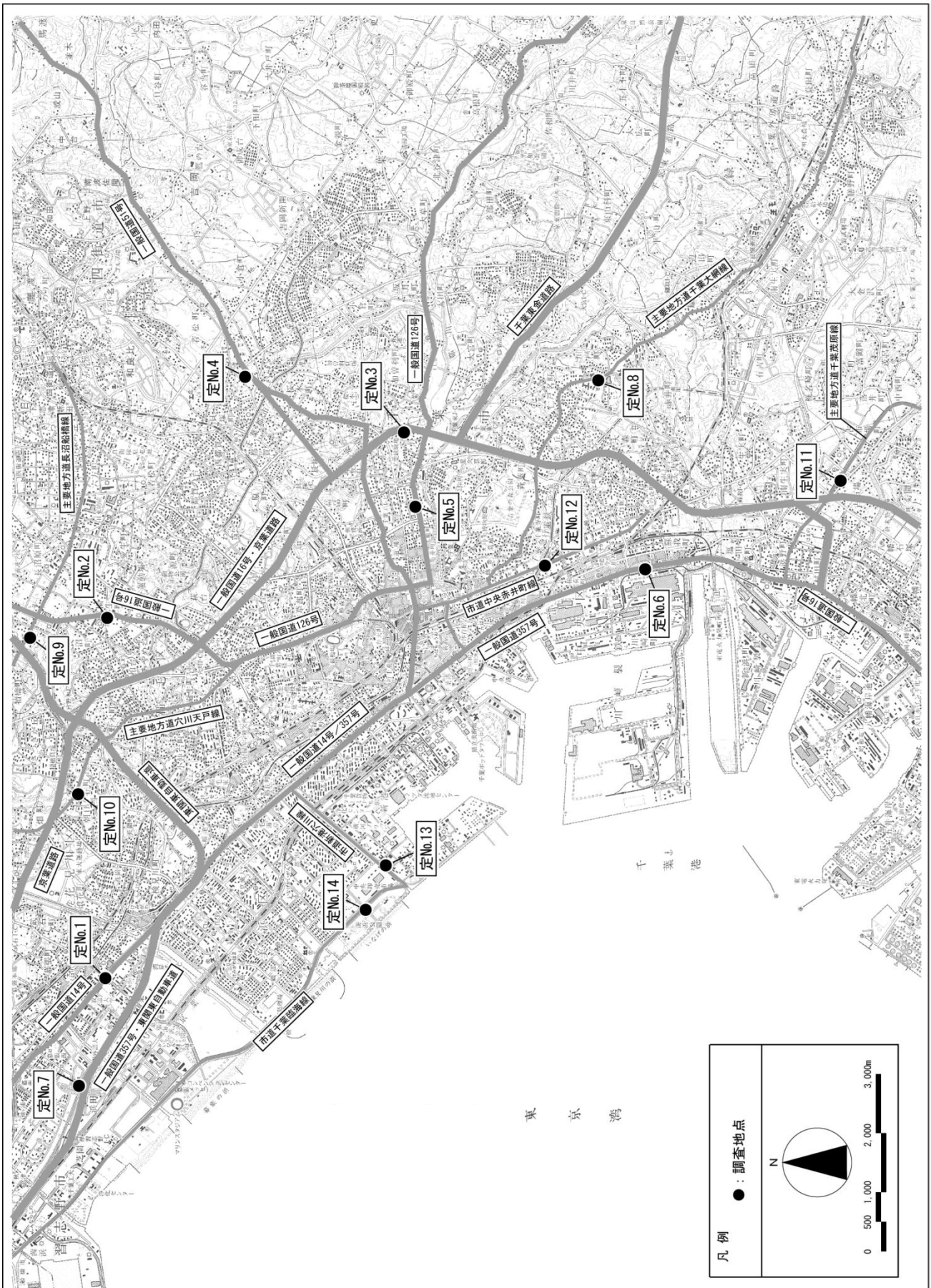
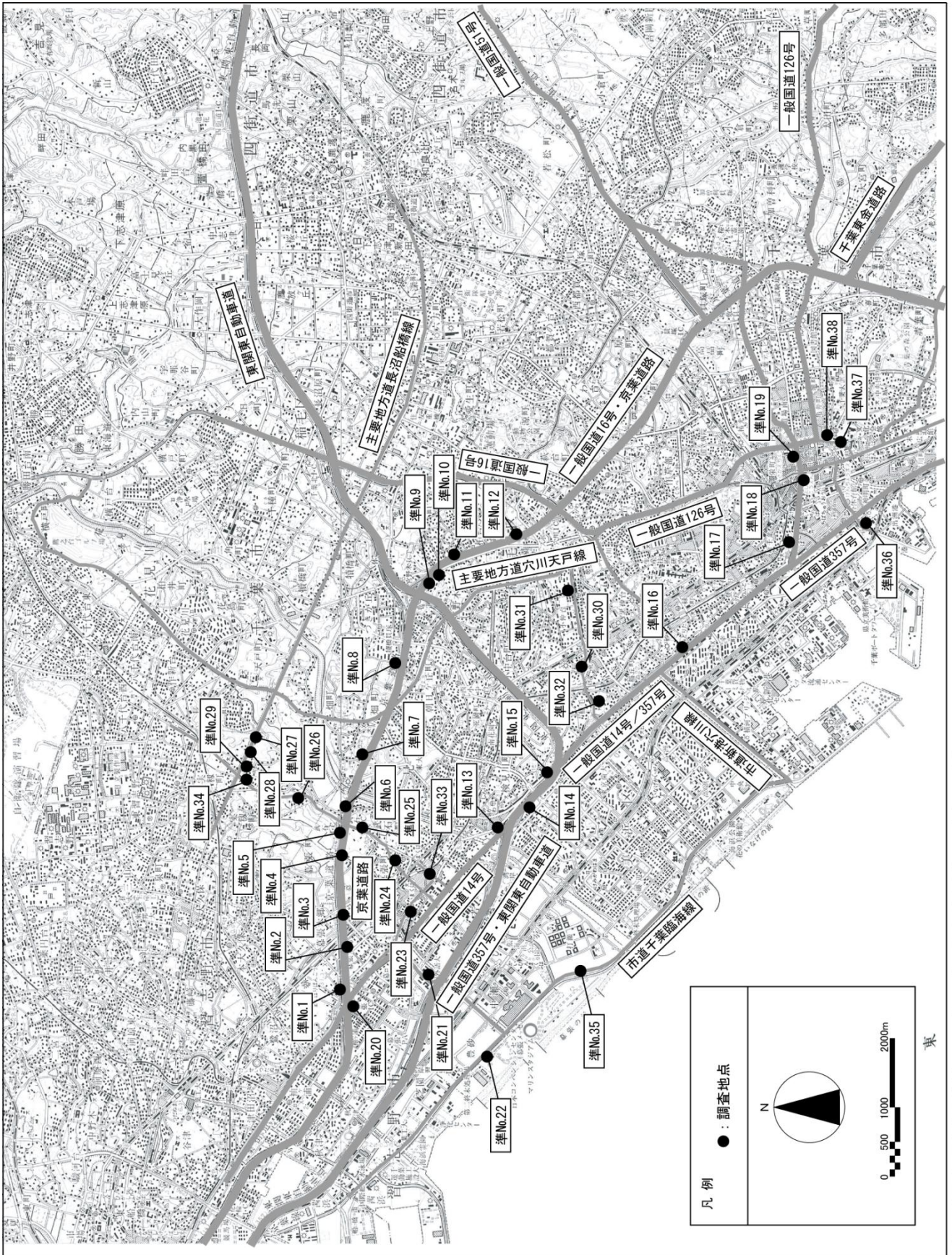


図2 自動車騒音常時監視準定点調査地点



「この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図（千葉）を使用したものである。」

(参考資料)

○ 道路からの影響を受ける地域の環境基準

1) 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

- 備考 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
5. 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

【幹線交通を担う道路】

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- ② 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

【近接空間】

幹線交通を担う道路に近接する空間(告示)。幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

【非近接空間】

50メートルの評価範囲のうち近接空間以外の区域

○ 幹線交通を担う道路に近接する空間の概念図

